

教えてマッタマン!

～第35回 不用品は捨てる前にリユースしよう!～

問合せ 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113



こんにちは。マッタマンです! 今月は「豊明市リユースショップ」について紹介します。一度使用した製品などを再び使用することを『リユース』と言うんだ。不用品を譲ったり、買取や引取をしてもらうなどの取り組みをすることで、ごみの発生を少なくすることができるんだよ。

そこで、リユースの取り組みを広げるため、市に協力いただいている店舗(令和2年10月1日現在)を紹介するので、ぜひ利用してください。

店舗名	住所	電話番号	主な取扱商品
アップガレージ 豊明・国1店	阿野町長根153-1	☎0562-96-1400	車用品
セカンドストリート 豊明店	三崎町高鴨6-11	☎0562-91-4133	服飾用品
BOOKOFF とよあけ店	新田町門先11-13	☎0562-95-3274	本、CD、DVD、ゲーム
COMPOFF とよあけ店	新田町門先11-13	☎0562-93-8733	家電、楽器、おもちゃ
もったいないボランティアプロジェクト	西川町島原1-1	☎0562-38-5528	汚れ・破損のない生活雑貨

また、市では、「譲ります・譲ってください」という不用品登録制度があります。利用を希望する場合は申請用紙に記入が必要です。環境課へお越しください。

- 1. 登録できる品目** 家具・電気製品・台所用品などの一般的な日常生活用品
※生き物、自動車、自転車、古銭や切手、その他市が掲示を認めないものは登録できません。
- 2. 希望価格** リユースを目的としており、売買を目的としていないため、無料または低価格でお出しください(上限5,000円まで)。
- 3. 掲示方法** 市役所本館1階の掲示板、市ホームページ(希望者のみ)
- 4. 掲示期間** 登録した日の翌月から3か月間

マッタマンからのお願い

～違法な不用品回収業者を利用しないで～

不用品(廃棄物)の回収ができるのは、市が許可した「一般廃棄物収集運搬許可業者」だけです。

高額な料金の請求や不法投棄などのトラブルにつながりますので、次のような業者は利用しないでください!

違法業者の 特徴

- ① スピーカーなどで「家庭での不用品を処分します」と宣伝しながら市内を巡回し、廃家電などの不用品を回収する業者。
- ② 「○月△日に回収しますので、家の前に不用品を出しておいてください」といったチラシを投函し、廃家電などの不用品を回収する業者。

市や許可業者は、こういったことはしないよ!

